

奨学金返還支援（代理返還）制度

制度利用のてびき

将来の担い手となる職員の
皆さんを応援します！



2023年10月



一般財団法人みちのく愛隣協会

奨学金について

- 一般財団法人みちのく愛隣協会（以後「法人」と言います。）が設立した「奨学金返還支援（代理返還）制度」（以後「支援制度」と言います。）において支援の対象とする「奨学金」とは次の奨学金を指します。

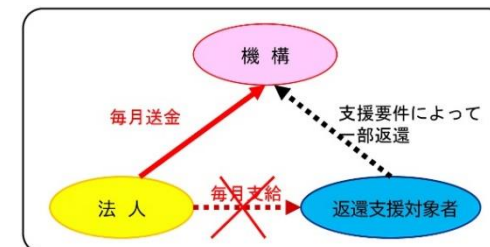
特別行政法人 日本学生支援機構が貸与した「第一種」及び「第二種」の奨学金

※奨学金は、大きく「公的奨学金」と「民間奨学金」の2種類に分けることができます。公的奨学金は国や地方自治体によるものがあり、日本学生支援機構が行う「奨学金」もこの奨学金に該当します。また、民間奨学金には学校独自や育英団体、企業等が行うものなどがあります。ご自分が貸与されていた奨学金が本制度の対象になるかどうか分からない方は、法人事務局（連絡先：末巻に記載しています。）にお問合せください。

奨学金返還支援(代理返還)制度について

- 特別行政法人「日本学生支援機構」（以後「機構」と言います。）の貸与奨学金第一種又は第二種を借りていた職員に替わり(肩代わりし)、法人が毎月奨学金返還金の全部又は一部を機構に直接送金する制度です。

この制度により、職員が奨学金を返還する負担が軽減されます。また代理返還した金額を法人に返すこともありません。



代理返還の限度額について

- 法人が職員に替わって機構に奨学金を返還（代理返還）する金額は、月額17,000円までです。
このことから、毎月の奨学金の返還額が17,000円以下の場合、17,000円以下の金額を法人が機構に送金します。また、17,000円を超える場合は、法人が17,000円を機構に送金するとともに、職員ご本人が17,000円を超過した部分の金額を直接機構に送金することになります。

支援制度の対象者について

- この支援制度の対象者は、次の方々です。

ア、2024(令和6)年4月1日以降に法人の正規職員として採用された方で機構の貸与奨学金を借り、同年10月から奨学金返還が開始される方が対象となります。

※なお、2024(令和6)年3月末までに法人から正規職員採用内定通知をいただいた方、もちろん、これから職員採用試験に応募する方についても本制度の対象となり得ます。

イ、2024(令和6)年3月末日現在、法人の正規職員としての勤務経験が4年以内にある方で機構の貸与奨学金を借り、奨学金返還している方が対象となります。

※対象者の採用年次表

- ① 2023(令和5)年4月1日以降の正規職員採用者
- ② 2022(令和4)年4月1日以降の正規職員採用者
- ③ 2021(令和3)年4月1日以降の正規職員採用者
- ④ 2020(令和2)年4月1日以降の正規職員採用者

代理返還(支援)の期間について

- この支援制度は、将来、当法人の担い手となる皆さんを応援する取組みの一環として、仕事に慣れ職場に定着し、生活基盤などが確立し落ち着くまでの期間について奨学金返還を肩代わりし応援するものです。このことから、**代理返還する期間は、最長5か年**としています。

ア、2024(令和6)年4月1日以降に法人の正規職員として採用された方

奨学金返還が開始する同年10月から2029(令和11)年3月までの54か月

イ、2024(令和6)年3月末日現在、法人の正規職員としての勤務経験が4年以内にある方

- ① **2023(令和5)年4月1日採用者**：
2024(令和6)年4月から2028(令和10)年3月までの48か月
- ② **2022(令和4)年4月1日採用者**：
2024(令和6)年4月から2027(令和9)年3月までの36か月
- ③ **2021(令和3)年4月1日採用者**：
2024(令和6)年4月から2026(令和8)年3月までの24か月

- ④ **2020(令和2)年4月1日採用者**：
2024(令和6)年4月から2025(令和7)年3月までの12か月

支援制度利用の申込みについて

- この支援制度の適用を受けようとする方は、次の書類を法人が指定する日までに法人事務局に提出してください。

ア、2024(令和6)年4月1日以降に法人の正規職員として採用された方

※なお、2024(令和6)年3月末までに法人から正規職員採用内定通知をいただいた方、または、これから職員採用試験に応募する方についても本制度の対象となります。

- ① **奨学金返還支援制度適用申請書** (申請様式は別紙参照)
職員採用内定通知を受け取った後、**申請書**にお持ちの「**奨学生証**」両面複写を添付し法人から別途提出を求められる関係書類と一緒に法人事務局に提出してください。
- ② **貸与奨学金返還確認票**
機構から、貴方の奨学金貸与が満期となる年度の後半または奨学金の貸与終了時に「**貸与奨学金返還確認票**」が交付されますので、確認票が届きましたら、その**全部を複写して法人事務局に郵送**してください。

イ、2024(令和6)年3月末日現在、法人の正規職員としての勤務経験が4年以内にある方

- ① **奨学金返還支援制度適用申請書** (申請様式は別紙参照)
申請書と機構が発行する「**奨学金返還証明書**」の**全てを複写**して法人事務局に提出してください。

※提出期限 2023(令和5)年12月20日まで

- ② 当法人から適用承認内定通知があった場合には
令和6年4月以降の返還月額が上記①の「**奨学金返還証明書**」に記載された返還月額と異なる場合は、改めて機構から「**奨学金返還証明書**」を取り寄せ、速やかにその複写を提出してください。なお、返還月額に変更がない場合は提出不用です。

※(注意): 返還月額に変更があり、代理返還手続きを怠った場合、ご本人口座から引落しが行われることがありますのでご留意願います。

(申請様式：A4 縦版)

(第5条第1項関係)

令和 年 月 日

一般財団法人みちのく愛隣協会 奨学金返還支援制度適用申請書

一般財団法人みちのく愛隣協会
理事長 及 川 忠 人 様

(申請者)

住所：

氏名：

印

(生年月日： 年 月 日生)

私は、貴協会の「奨学金返還支援制度」の適用を受けたいので
次のとおり申請します。

(1) 貸与奨学金の種類	第一種 ・ 第二種 (※どちらかを○で囲んでください。)
(2) 在学中又は卒業学校名	(学校名) (学部名) (学科名)
(3) 奨学金の受領期間	年 月 ～ 年 月 (延べ 月間)
(4) 奨学金の返還計画	(返還開始) 年 月 (返還終了) 年 月
(5) 奨学金返還月額	月額 円 ※現に返還している方のみ記入してください。
(6) 職員採用年月日	令和 年 月 日

※次の事項に関して、理解・承諾する場合は口の中にレ点を記入してください。

- 奨学金返還支援制度規程及び関係資料を読み奨学金返還支援制度の内容を理解しました。
- 適用承認されたときは、あなたの個人情報を日本学生支援機構への手続きのために当協会が使用することについて承諾します。

支援期間の継続と停止について

ア、次の休暇や休業中においても支援(代理返還)を継続します。

当法人の就業規則に定める「産前産後の休業」、「育児・介護の休業」、「病気休暇」、「職務専念義務の免除」を取得している期間については、支援を継続します。

イ、次の事由に該当するときは、支援を停止します。

- ・就業規則に定める「当然退職」、「合意退職」、「懲戒解雇」に該当したときは、支援を当該事由の発令日の属する月限りで停止します。
- ・上記アの休暇や休業などの期間終了直後、退職が見込まれる場合、或いは退職した場合は、休暇や休業などの開始日の前日の属する月限りで支援を停止します。

<参考>

一般財団法人みちのく愛隣協会東八幡平病院就業規則(抜粋)

- 就業規則第36条(産前産後の休業)
6週間(多胎妊娠の場合は14週間)以内に出産予定の女性職員から請求があったときは、産前休業を認めるものとする。
2 協会は、女性職員が出産したときは、産後8週間を経過するまで就業させない。
- 就業規則第39条(育児・介護休業)
職員のうち必要のある者は、育児・介護休業法に基づく育児休業、介護休業、子の看護休暇、介護休暇、育児・介護のための所定外労働、時間外労働及び深夜業の制限並びに所定労働時間の短縮措置等(以下「育児・介護休業等」という。)の適用を受けることができる。
2 育児・介護休業等の取扱いについては、「育児・介護休業等に関する規程」で定める。
- 就業規則第41条(病気休暇)
職員が私的な負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に、病気休暇を与える。
- 就業規則第40条の2(職務専念義務の免除)
職員は、次の各号の1に該当する場合において、あらかじめ理事長の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることが出来る。
(1) 職務に関連ある国又は地方公共団体の委員又は研究班の構成員等としての職を兼ね、その職に属する事務を行う場合
(2) 協会の運営上、特に必要と認められる法人その他の団体における職を兼ね、その職に属する事務を行う場合
(3) 国又は、地方公共団体若しくは法人その他の団体から委嘱を受け臨時に講演、講義等を行う場合
(4) 職務に関連ある試験等を受ける場合
(5) 職務に関連ある研修を受ける場合
(6) 協会の厚生福利に関する計画の実施に参加する場合
(7) 前各号に定めるもののほか、理事長が特に必要と認める場合
- 就業規則第45条(当然退職)
職員が次の各号の1つに該当するときは、その日を退職の日とし、その翌日に職員としての身分を失う。
(1) 死亡したとき
(2) 休職期間が満了したとき

- (3) 協会に連絡がなく50日を経過し、協会が所在を知らないとき
6. 就業規則第46条(合意退職)
職員が退職希望日の30日以上前に理事長に退職の届出をした場合、原則として協会はその申込みを承諾する
7. 就業規則第57条第4号(懲戒解雇)
協会は、職員が次条のいずれかに該当する場合は、その情状に応じ、次の区分により懲戒を行う。
- (1) ～ (3) 中略
- (4) 懲戒解雇
予告期間を設けることなく即時に解雇する。この場合において、所轄の労働基準監督署長の認定を受けたときは、解雇予告手当(平均賃金の30日分)を支給しない。

一般財団法人みちのく愛隣協会奨学金返還支援制度規程

- (目的)
- 第1条 この規程は、長期雇用が期待できる有為な人材の確保及び定着を目的として、奨学金返還支援制度について定めるものである。
(奨学金返還支援制度)
- 第2条 奨学金返還支援制度(以下「支援制度」という。)とは、奨学金を現に返還している、または返還を開始しようとする職員に対して、一般財団法人みちのく愛隣協会(以下「協会」という。)が返還額の全部又は一部を毎月本人に替わって返還する(以下「代理返還」という。)制度のことをいう。
(奨学金)
- 第3条 この規程に定める奨学金とは、独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)が第4条第2号に規定する者に貸与する第一種及び第二種の奨学金(以下「貸与奨学金」という。)をいう。
(支援制度の対象者)
- 第4条 支援制度の対象者は、次の各号の全てを満たす者(以下「支援対象者」という。)とする。
- (1) 就業規則第5条第1項に定める協会の正規職員であること。
- (2) 大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校(専門課程)及び高等学校の卒業者等(中途退学者を含む。)で、次のいずれかに該当する者であること。
- ア、卒業日の翌月から起算して60月以内にあり現に貸与奨学金を返還している者(返還猶予者を含む。)
- イ、正規職員となった日以降に貸与奨学金の返還開始日がある者
- (3) 第5条の書類を提出した者であること。
(書類の提出)
- 第5条 支援制度の適用を受けようとする職員は、次の書類を協会が指定する日までに提出しなければならない。
- (1) 支援制度適用申請書
- (2) 貸与奨学金の借入総額及び返還計画がわかる書類
- (3) 支援対象者となった月における貸与奨学金の借入残高がわかる書類
- (4) その他協会理事長が必要と認める書類
- 2 支援対象者は、毎年、協会が指定する日までに、奨学金を返還していることを証明する書類を提出しなければならない。
- 3 支援対象者は、返還計画等に変更があった場合には、速やかに協会に申し出なければならない。

- (代理返還の限度額)
- 第6条 協会は、機構に対する奨学金返還額の全部又は一部を支援対象者に替わり毎月代理返還する。
- 2 代理返還額の限度額は、月額17,000円とする。
- 3 奨学金月額返還額が第2項に規定する金額に満たないときは当該返還額を代理返還額とする。また代理返還額の限度額を超えるときは、その超過額は支援対象者が直接機構に返還する。
(代理返還の期間)
- 第7条 協会が支援対象者に替わり代理返還する期間は、次の各号のとおりとする。
- (1) 現に貸与奨学金を返還している者については、卒業日の翌月を1か月目とし、60か月目となる月までとする。
- (2) 正規職員になった日以降に貸与奨学金の返還開始日がある者については、初回返還日の属する月を1か月目とし、54か月目となる月までとする。
- (3) 貸与奨学金返還が前各号の支援期間が満了するまでに終了した場合は、最終返還月までとする。
(代理返還の継続)
- 第8条 支援対象者が、就業規則に定める産前産後の休業(第36条)、育児・介護休業(第39条)、病気休暇(第41条)及び職務専念義務の免除(第40条の2)を取得している期間については、代理返還を継続する。
(代理返還の停止)
- 第9条 支援対象者が就業規則に定める当然退職(第45条)、合意退職(第46条)、または懲戒解雇(第57条第4号)に該当したときは、代理返還を当該発令日の属する月限りで停止する。
- 2 前条に掲げる休暇及び休業、免除の期間終了直後に退職が見込まれる場合、或いは退職した場合は、休暇及び休業、免除の開始日の前日の属する月限りで代理返還を停止する。
- 3 前項の規定により代理返還を停止したときは、既に協会が機構に代理返還した金額を支援対象者は協会に返還しなければならない。
(規程の改廃)
- 第10条 この規程の改廃は理事長が行い、協会職員及び支援対象者に周知する。
- 附則
本規程の第4条第1号及び第8条、第9条において表記する条は、一般財団法人みちのく愛隣協会東八幡平病院就業規則の当該条であること。
(施行期日)
この規程は、令和5年10月1日から施行する。

～ ご不明な点などにつきましては法人事務局にお問合せください ～



一般財団法人みちのく愛隣協会

〒028-7303 岩手県八幡平市柏台二丁目8番2号 東八幡平病院内
電話 0195-78-2511 FAX 0195-78-3437
URL: <http://www.mairin.jp>

法人事務局(人事担当)

電話 0195-78-2511(内線 3400) 担当: 菊地・佐々木

Mail: k-kikuchi@mairin.jp